

脳の状態を知り、認知症予防に取り組みましょう！

「脳の健康度テスト」を受けてみませんか？

脳の健康度テストは、認知症になる前に低下しやすい記憶力、注意力、思考力、言語などの側面から脳の認知機能を測る集団認知検査「ファイブ・コグ検査」と認知症の予防に役立つ講話を組み合わせた講座です。

今年度は5回開催（1回2日間、1人1回のみ）します。ご自分の脳の得意分野・苦手分野を知り、認知症予防を始めてみませんか？

※「ファイブ・コグ検査」は、認知症かどうかを検査するものではありません。

- 対象 おおむね65歳以上で認知症と診断されていない市民の方
※過去に検査を受けたことのある方は、1年以上間隔を空けてお申し込みください。
- 持ち物 眼鏡（必要な方）、筆記用具
- 場所 市役所防災庁舎5階会議室
- 定員 **各30人**（先着順）
- 参加費 無料
- 問合せ・申込 下記の申し込み開始日から市役所介護高齢課高齢福祉担当（☎23-5185）までお電話ください
- 日程 2日間1コース ※2日間とも参加できる方のみ（第1回目は5月に終了しました）



「ファイブ・コグ検査」は、スクリーンを見て音声を聞きながら記入して行う形式の検査です。



	日	時間	内容	申込開始日
第2回	6月22日(月)	午前10時～11時30分	ファイブ・コグ検査	5月29日(金)～
	7月6日(月)		検査結果の返却と解説、講話	
第3回	9月10日(木)	午前10時～11時30分	ファイブ・コグ検査	8月24日(月)～
	9月24日(木)		検査結果の返却と解説、講話	
第4回	11月10日(火)	午後1時30分～3時	ファイブ・コグ検査	10月21日(水)～
	11月24日(火)		検査結果の返却と解説、講話	
第5回	1月15日(金)	午後1時30分～3時	ファイブ・コグ検査	12月21日(月)～
	1月29日(金)		検査結果の返却と解説、講話	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催時期が変更となる可能性があります。
※感染防止の対策を徹底した上での開催となります。参加される際はマスクの着用（ご持参ください）や手指消毒等のご協力をお願いします。

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 制度の見直しについて ～

■均等割の軽減割合が見直されました ●保険料均等割の軽減割合が、次の通り見直されました。

【19(令和元)年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	8割軽減
33万円	8.5割軽減



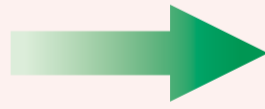
【20(令和2)年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減
33万円	7.75割軽減

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました ●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次の通り見直されました。

【19(令和元)年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【20(令和2)年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (28万5,000円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (52万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■20(令和2)年度の保険料の計算方法

●20(令和2)年度の保険料額は、6月中旬に個別にお知らせします。

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 5万2,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (19(令和元)年中の所得-33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)	※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
-------------------------------------	---	--	---	---	----------------------------------

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）、市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526）

■ご相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、電話等により各担当課にお問い合わせください。

■保険料等の減免相談について

新型コロナウイルス感染症の影響等により一定程度収入が下がった方々に対して、6月15日(月)から後期高齢者医療保険料および国民健康保険料の減免相談を受け付けします。また、医療費（自己負担分）の減免相談については、随時受け付けています。

■傷病手当金について

後期高齢者医療制度または国民健康保険に加入している被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして連続して4日以上仕事を休んだ場合、傷病手当金を支給する制度があります。

後期高齢者医療に関する問合せ先 市役所医療年金課医療給付担当（☎31-4526 ☒ ir-iryokuyuu@city.kushiro.lg.jp）
国民健康保険に関する問合せ先 市役所国民健康保険課保険担当（☎31-4528 ☒ ko-hoken@city.kushiro.lg.jp）